

日本学術会議新会員候補任命拒否に抗議する会長声明

第1 声明の趣旨

2020（令和2）年10月1日、日本学術会議が推薦した新会員候補105名のうち6名について、菅義偉内閣総理大臣がその任命を拒否したことが明らかとなった（以下「本件任命拒否」という）。

本件任命拒否は、日本学術会議法に違反している可能性が高く、日本学術会議の政府からの独立性を損い、学問・研究の自治を侵害し、ひいては市民・国民の学問の自由（憲法23条）を形骸化しかねない。

よって、内閣総理大臣は、本件任命拒否に至った経緯及び理由を国民に明らかにすべきであり、合理的な拒否の理由がないのであれば、速やかに本件任命拒否を撤回し、日本学術会議の推薦する候補者6名を任命すべきである。

第2 理由

1 日本学術会議とは

日本学術会議は、日本学術会議法という法律に基づき1949（昭和24）年に設立された組織であり、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命」（同法前文）として設立された。

「わが国の科学者の内外に対する代表機関」であり「科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする」（法2条）。

したがって、通常の行政諮問機関とは性質が大きく異なる。

現在、日本学術会議は、日本の人文、社会科学、生命科学、理学・工学の全分野の約87万人の科学者を内外に代表する機関であり、210人の会員と約2000人の連携会員によって職務が担われている（日本学術会議HPより）。

2 日本学術会議の職務の独立性と人事の自律性

日本学術会議は、独立してその職務（①科学に関する重要事項の審議と実現及び②科学に関する研究の連絡と能率向上）を行うこととされ（第3条）、専門的立場で科学に関する政策を提言することが期待されている（同4～6条）。

日本学術会議の会員選任は、立法当初は選挙制度によっていたが、1983（昭和58）年法改正から推薦制度によるものとなり、2004（平成16）年法改正により現行制度になった。会員数は法律で210名と定められ（7条1項）、任期は6年で3年毎に半数が任命替えされる（同7条3項）。

日本学術会議の会員の人選は、政府からの独立性を保障するため、日本学術会議の自律性に委ねられている。すなわち、日本学術会議が「優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところによ

り、内閣総理大臣に推薦する」とされ（17条2項）、内閣総理大臣は「第17条の規定による推薦に基づいて」会員を任命する（7条2項）とされている。また、会員の解任についても日本学術会議の同意や申出が必要とされていること（25、26条）と併せ考えれば、内閣総理大臣の任命権は形式的なものというべきである。

この点、1983（昭和58）法改正時の政府答弁においても、推薦された会員を「そのとおり内閣総理大臣が形式的な発令行為を行うというふうにこの条文を私どもは解釈しておく」と答弁し、内閣総理大臣の任命は形式的任命権であることを明らかにしている。

3 本件任命拒否の違法性

本件任命拒否は、日本学術会議が、法律の定めのとおり「優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦」（法17条）したところ、内閣総理大臣が理由を説明することなく任命を拒否したものである。

上述のとおり、職務の独立を定める日本学術会議法の趣旨と会員の人事に関する規定に照らせば、内閣総理大臣の任命権は形式的なものと解され、内閣総理大臣が日本学術会議の推薦する候補者の任命を拒否することは原則としてできない。

仮に任命拒否が許される場合があるとすれば、それは法17条2項の定める選考基準（優れた研究又は業績がある科学者であること）に外れていることを内閣総理大臣が説明できなければならないと解すべきである。もっとも、選考基準である「優れた研究又は業績」があるかどうかは当該研究分野の専門的判断が必要不可欠であることから、政府がこれを適切に行うことは極めて困難というほかない。

したがって、任命拒否の理由の説明もないまま、候補者の任命を拒否することは、日本学術会議法に違反している可能性が高く、違法な人事権の行使との誹りを免れないというべきである。

日本学術会議第181回総会は、10月3日首相あてに提出した「第25期新規会員任命に関する要望書」において、任命拒否の理由を明らかにすることと任命拒否した6名の任命を求めることの2点を求めているが、当会はこの要望を支持する。

4 憲法23条（学問の自由）の趣旨に反する

日本学術会議は、多様な研究分野の科学者を擁する「科学者の代表機関」であり、政府から独立して政策提言を行う組織であるところ、政府からの恣意的な人事介入によってその独立性が害されるならば、その政策提言は、純粋に科学的専門的な観点からなされるものではなく、時の政治の影響を受けたものとならざる

を得ず、その結果、市民一人一人の学問の自由（日本国憲法 23 条）を保障するための学問的基盤が失われることになりかねない。

日本国憲法 23 条は、学問の自由を保障するが、その趣旨は、国家権力が、学問研究、研究発表、学説内容などの学問的活動とその成果について、それを弾圧したり禁止してはならないということにある。時の政府の政策に適合しないからといって、戦前の滝川事件や天皇機関説事件のように、学問研究への政府の干渉は絶対に許されない。

また、学問の本質として、様々な専門的知見の体系的な蓄積と多様な研究による進歩発展が不可欠であるところ、その基盤となる学問研究機関の自治に政治権力が介入すれば、政府の都合によって学問研究分野に優劣が生じかねず、そうなれば学問の自由は絵にかいた餅になってしまう。判例も、学問の自由を保障するために、伝統的に大学の自治も認められているとしている（最高裁大法廷昭和 38 年 5 月 22 日判決刑集 17 卷 4 号 370 頁参照）。このような憲法 23 条や大学の自治の趣旨に鑑みれば、日本学術会議法の解釈においても、日本学術会議の独立性・自律性が尊重されなければならないというべきである。

したがって、本件任命拒否は、憲法 23 条に照らしても到底容認できないものと言わざるを得ない。

5 結語

以上から、当会は、本件任命拒否に強く抗議し、内閣総理大臣は、本件任命拒否に至った経緯及び理由を国民に明かし、合理的な拒否の理由がない場合は、速やかに本件任命拒否を撤回し、日本学術会議の推薦する候補者 6 名を任命することを求める。

2020（令和 2）年 10 月 14 日

千葉県弁護士会

会長 眞 田 範 行